



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年5月13日金曜日 第2772号

◇ 目 次 ◇ 告 示

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 387
 農用地利用配分計画の認可..... (農産園芸課担い手・農地保全対策室) ... 387
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧..... (水産課) ... 387
 洪水浸水想定区域の指定(9件)..... (河川課) ... 388
 落札者等の告示..... (審査課) ... 389
 土地改良区役員の就退任の届出(2件)..... (東予地方局農村整備課) ... 389
 土地改良区の定款変更の認可..... (") ... 390
 建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 390

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 390

人事委員会公告

平成28年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告..... (人事委員会事務局) ... 391
 平成28年度愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験公告..... (") ... 395

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第559号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成28年5月13日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成34年5月3日	愛媛県第935号	炭酸カルシウム肥料	くみあい苦土炭酸石灰松号	アルカリ分53.0 く溶性苦土10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第560号

平成28年4月4日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁

○愛媛県告示第561号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成28年5月13日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

(南予地方局管内)

業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成28年5月13日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(m ²)
戸 田 寛	愛媛県西条市周布1709番地2	愛媛県西条市周布1863番1ほか3筆	3,777
山 内 真喜夫	愛媛県西条市樋之口160番地1越智アパートA2号	愛媛県西条市周布266番	2,856
山 内 正 紀	愛媛県西条市北条607番地	愛媛県西条市北条349番	1,877

2 認可年月日

平成28年5月6日

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町仁田之浜981 由 井 保 吉	西宇和郡伊方町豊之浦521 渡 辺 幸 一	西宇和郡伊方町豊之浦532 - 4 井 上 勇	伊 方	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成28年 5 月13日から27日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南 予 地 方 局 産 業 経 済 部 八 幡 浜 支 局 水 産 課
-------------	--

○愛媛県告示第562号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川国領川水系国領川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

平成28年 5 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第563号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川加茂川水系加茂川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

平成28年 5 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第564号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川中山川水系中山川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

平成28年 5 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第565号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川金生川水系金生川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成28年 5 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第566号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川関川水系関川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成28年 5 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第567号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川蒼社川水系蒼社川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成28年 5 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第568号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川須賀川水系須賀川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

平成28年 5月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第569号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川千丈川水系千丈川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び

浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成28年 5月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第570号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川肱川水系肱川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成28年 5月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第571号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年 5月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県旅費システム運用・保守管理業務一式	愛媛県出納局審査課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年4月1日	株式会社日本旅行 東京都中央区日本橋1-19-1日本橋ダイヤビルディング12階	16,187,040円 (年額)	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市下泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月13日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	近 藤 美喜男	新居浜市下泉町一丁目3番14号
"	相 原 悦 滋	新居浜市坂井町三丁目11番37号
"	高 橋 恭 治	新居浜市下泉町一丁目1番49号
"	原 敏 彦	新居浜市瀬戸町5番24号
"	阿 部 勝	新居浜市岸の上町一丁目11番27号
"	神 野 和 雄	新居浜市下泉町一丁目15番25号
監 事	高 橋 豊	新居浜市下泉町二丁目2番55号
"	神 野 芳 彰	新居浜市下泉町一丁目9番48号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 津 善 記	新居浜市星原町1番7号

"	高 橋 辰 則	新居浜市下泉町一丁目7番39号
"	高 橋 正 國	新居浜市坂井町三丁目11番35号
"	阿 部 良 一	新居浜市岸の上町一丁目4番41号
"	神 野 和 雄	新居浜市下泉町一丁目15番25号
"	高 橋 豊	新居浜市下泉町二丁目2番55号
監 事	神 野 芳 彰	新居浜市下泉町一丁目9番48号
"	近 藤 美喜男	新居浜市下泉町一丁目3番14号

○愛媛県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月13日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 寧	四国中央市土居町藤原5番耕地7

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 田 徹 雄	四国中央市土居町藤原 4 番耕地141

小松町安井土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 5月13日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

○愛媛県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

○愛媛県告示第575号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 5月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 24) 第17076号	平成24年 10月3日	(有)アーク開発	渡部 和雄	松山市南高井町876	平成28年 4月1日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 26) 第11844号	平成27年 2月24日	山石建設(有)	菅 岩雄	松山市南土居町529 - 3	平成28年 4月11日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 24) 第12914号	平成24年 11月28日	(有)西畑建設	西畑 博海	伊予市双海町高野川甲10 47	平成28年 4月13日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 27) 第16715号	平成27年 7月20日	谷口建工	谷口 浩二	松山市余戸西 1 - 14 - 30	平成28年 4月13日	建具工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 26) 第11842号	平成27年 2月24日	エイコー技研(株)	篠崎 潤一	松山市中須賀 1 - 17 - 3	平成28年 4月18日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 24) 第6730号	平成24年 5月30日	(株)愛媛設備管理センター	菅 正一朗	松山市星岡 1 - 11 - 20	平成28年 4月19日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 23) 第13650号	平成24年 2月5日	田所建設	田所 傳男	松山市西長戸町793	平成28年 4月26日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 27) 第7513号	平成28年 1月24日	新興工機(株)	福田 和明	伊予郡松前町大字北川原 1227 - 1	平成28年 4月27日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 175

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 5月13日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
機 関	職	機 関	職
省 略		省 略	
知 本 庁	特命理事 部長 営業本部長 防災安全統括部長	知 本 庁	部長 営業本部長 防災安全統括部長
事	局長 医療政策監 技術監 総務担	事	局長 営業副本部長 医療政策監 技術監 総務担
部	当次長 運営・式典担当次長 競技力向上担当次長	部	当次長 競技力向上担当次長
局	営業本部マネージャー 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及	局	営業本部マネージャー 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及

び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 能力考査係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長(秘書課及び総合政策課に属するもの(総合政策課にあつては、自転車新文化推進室及び調整管理係に属するものを除く。)、予算及び庁舎管理を担当するもの並びに人事係、給与係、福利健康係、法令係及び広報係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。)		び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 能力考査係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長(秘書課及び総合政策課に属するもの(総合政策課にあつては、自転車新文化推進室及び調整管理係に属するものを除く。)、予算及び庁舎管理を担当するもの並びに人事係、給与係、福利健康係、共済・年金係、法令係及び広報係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。)	
省略		省略	
省略		省略	
備考	省略	備考	省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第3号

平成28年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告

平成28年 5月13日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内

電話 (089) 912 - 2826

愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	65人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
行政事務(情報)	2人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、その専門的知識を生かして一般行政事務に従事します。
学校事務	27人程度	教育委員会事務局の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校等に関する事務に従事します。
警察事務	6人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
総合土木	18人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工管理等の業務に従事します。
建築	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工管理等の業務に従事します。
農業	10人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
畜産	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、畜産の振興、畜産物のブランド化・販売促進、家畜の改良増殖、畜産に関する試験研究等の業務に従事します。
林業	7人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。

水産	3人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術・水産経営の普及指導、水産物のブランド化・販売促進、水産に関する試験研究等の業務に従事します。
電気・電子	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の固有施設的设计・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。
化学	6人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
機械	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、機械工作技術の開発、機械装置的设计、精密測定技術等に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師	10人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
福祉	2人程度	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。
心理	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は福祉総合支援センター等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障がい者に対するカウンセリング、心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。
保健師	6人程度	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。
管理栄養士	2人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、専門的な栄養指導、特定給食施設への指導、病院の栄養管理・指導等の業務に従事します。
保健師 (警察)	1人程度	警察本部又は警察学校に勤務し、職員の健康管理に関する業務に従事します。
建築 (警察)	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察施設の建築設計、施工管理等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和57年4月2日から平成7年4月1日(保健師及び保健師(警察))については、平成8年4月1日)までに生まれた者

イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を平成29年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者(保健師は除く。)

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 薬剤師、福祉、心理、保健師、管理栄養士及び保健師(警察)については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
薬剤師	薬剤師の免許を有する者又は平成29年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
福祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成29年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
心理	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者(平成29年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。)又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者
保健師 保健師(警察)	保健師の免許を有する者又は平成29年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は平成29年7月末日までにこの免許を取得する見込みの者

本試験と平成28年度愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験との併願はできません。

3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	受験地	試 験 会 場	試 験 区 分	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成28年 6月26日 (日曜日) 午前9時~午後3時 午前 教養試験 午後 専門試験	松山	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	行政事務 学校事務 警察事務	7月上旬 第1次試験当日に お知らせします。
			いずれかを受験票で指定します。 ・松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号) ・愛媛県庁 (松山市一番町四丁目4番地2)	上 記 以 外	

受付時間 午前8時～午前8時45分 遅刻した場合は受験できません。	東京	中央大学 後楽園キャンパス 5号館(理工学部) (東京都文京区春日一丁目13番27号)	全 試 験 区 分
	大阪	大阪教育大学 天王寺キャンパス西館 (大阪府大阪市天王寺区南河堀町四丁目88番)	全 試 験 区 分

受験地は松山、東京、大阪のいずれかを希望できます。

受験地が松山で、行政事務・学校事務・警察事務以外の方は、試験会場を受験票で指定します。

試験会場が松山東高等学校の受験者は、試験当日、上履き(スリッパなど)・下履き入れ(ビニール袋など)を必ず持参してください。

第 2 次 試 験	7月中旬から8月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。	8月下旬
------------------	--	------

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)にも掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教 養 試 験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)
	専 門 試 験	40点	各試験区分に応じて大学卒業程度の専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。(択一式40題、解答時間2時間) なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口 述 試 験	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	作 文 試 験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(2) 第1次試験合格者は、教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、専門試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題をホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成28年5月16日(月)午前8時30分から6月3日(金)午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月27日(金)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等

のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月17日(金)までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。
この名簿は、原則として、平成29年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 薬剤師、福祉、心理、保健師、管理栄養士及び保健師(警察)については、所定の時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
行政事務、行政事務(情報)、学校事務、警察事務、総合土木、建築、農業、畜産、林業、水産、電気・電子、化学、機械、福祉、心理、建築(警察)	行政職給料表1級27号給 180,730円
薬剤師(4年制課程卒業)	医療職給料表(二)2級3号給 186,751円
薬剤師(6年制課程卒業)	医療職給料表(二)2級17号給 209,129円
管理栄養士	医療職給料表(二)2級3号給 186,751円
保健師、保健師(警察)	医療職給料表(三)2級13号給 209,831円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1週間	

10 その他

身体の障がいにより、試験当日、車椅子の使用を希望する等、受験時に配慮を必要とする場合は、申込みの際に愛媛県人事委員会事務局へ申し出て下さい。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

別表（4関係）

専門試験の出題分野

試験区分	出題分野
行政事務 学校事務 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経営学、財政学、社会政策、国際関係
行政事務 (情報)	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、数学・物理、電子工学、情報・通信工学、情報処理論、コンピューターネットワーク
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工
建築 (警察)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電気・電子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
福祉	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）、社会調査
心理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む）、応用心理学（教育心理学、産業心理学、臨床心理学）、調査・研究法、統計学
保健師 保健師（警察）	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
管理栄養士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論

○愛媛県人事委員会公告第4号

平成28年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験公告

平成28年 5月13日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内
 電話 (089) 912 - 2826
 愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	3人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和52年 4月 2日 から平成 7年 4月 1日 までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 民間企業等における職務経験を5年以上（平成28年5月末日現在）有する者

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。

イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。

ウ 雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。

エ 休暇・休業・休職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。

オ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。

カ 愛媛県の職員（警察官や教員のほか、任期付職員、臨時職員等を含む。）であった期間は、職務経験に含めることはできません。

キ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1年未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。

本試験と平成28年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験との併願はできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試験会場	合格発表	備 考
第1次試験	-	-	7月下旬	第1次試験は書類選考です。
第2次試験	8月26日（金）～28日（日）	愛媛県庁	9月中旬	詳細は、第1次試験の合格者に通知します。
第3次試験	10月上旬	愛媛県庁	10月中旬	詳細は、第2次試験の合格者に通知します。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

なお、第1次試験の合格発表の日時は、7月4日（月）までに、愛媛県採用試験受験申込システム（以下「システム」という。）を通じてお知らせします。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
第2次試験	プレゼンテーション試験	150点	はじめに受験者から民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、プレゼンテーション（10分間程度）をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を行います。
	論文試験	50点	課題の理解力、思考力、文章表現力等について、筆記試験を行います。（課題1題、解答時間1時間30分）
	適性・基礎能力検査	-	職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。
第3次試験	口述試験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

(2) エントリーシートは、ホームページに掲載された所定の様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、受験申込み時にインターネットにより提出（システムから入力済みの電子ファイル（Excel形式）をアップロード）してください。（一旦提出されたエントリーシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）

(3) 提出されたエントリーシートが次のいずれかに該当する場合は、採点を行わず、不合格とします。

ア 記載内容に虚偽又は不正があると認めた場合

イ 所定の様式又はファイル形式以外（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）の場合

(4) 第1次試験の合格者は、エントリーシートの得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。

(5) エントリーシートは、第2次試験以降の試験においても、参考資料として使用します。

- (6) 第2次試験のプレゼンテーション試験では、各受験者に資料を使って説明していただきます。
資料は、A4サイズの用紙2枚以内(片面印刷)で作成の上、プレゼンテーション試験の当日、10部持参してください。
- (7) 第2次試験の合格者は、プレゼンテーション試験と論文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (8) 最終合格者は、第3次試験(口述試験)の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (9) 前年度に出題した論文試験の課題をホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。(郵送や持参による申込みは受け付けません。)
なお、受付期間は次のとおりです。
平成28年5月16日(月)午前8時30分から6月3日(金)午後5時15分まで
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号の通知及び受験票の交付

- (1) 受験番号は、受験申込受付締切後にお知らせします。(登録されたメールアドレス宛に「受験番号のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。なお、7月4日(月)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受験者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。
この名簿は、原則として、平成29年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事等)が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 最終合格者には、職務経験の確認のため職歴証明書(本人以外の第三者が作成したものに限る。)の提出を求めます。それにより受験資格を満たしていることが確認できない場合、又は職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。
例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、月額220,000円程度です。(あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。)
このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(運転免許証等)を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)
なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会 事 務 局
第2次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目又は検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	
第3次試験受験者	第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第3次試験の得点及び順位（ただし、第3次試験で一定の基準に達しない場合は、その旨）	第3次試験合格発表の日から1月間	